権利者のための税関輸入差止手続入門

（第１回）

輸入差止手続研究会（注１）
弁護士　関　智文※

１　はじめに

これから３回にわたり、税関の輸入差止手続についてできるかぎりやさしく紹介したいと思います（注２）。ここでいう税関の輸入差止手続とは、輸入されようとする知的財産権を侵害する物品について、知的財産権の権利者から税関に申し立てる輸入差止申立手続とその受理後に行われる知的財産侵害疑義物品認定手続の全体を指します。

本稿は知的財産権の保護や税関手続に関心を持っていただいている読者の方に、税関の輸入差止手続の内容や意義や機能について理解していただくことを目的とするものですが、なかでも知的財産権を有する権利者の方には、本稿を読まれて税関の輸入差止申立手続を利用することを考えるきっかけになれば幸いと考えています。

関税法は知的財産権を侵害する物品（以下「知的財産侵害物品」と呼びます。）を輸入してはならないと規定しています（注３）。ここでいう知的財産侵害物品とは、社会でよく使われている言葉で言えば、商標・特許権などを侵害する物品については「偽ブランド品」とか「模倣品」と呼ばれ、著作権を侵害する物品については「海賊版」と呼ばれている物品です。

関税法によれば、輸入を許可するか否かの権限を有する機関は税関とされています（注４）ので、税関に輸入申告された貨物が知的財産侵害物品に該当すると判断してもらえれば、その貨物の輸入は許可されず、結局、輸入されないことになります。

このような権限を有する税関に知的財産侵害物品の輸入を許可しないようにしてもらうことは、安価な知的財産侵害物品の輸入によって売上減少と経済的信用の毀損の両面で多大の被害を被っている知的財産権者にとって、自分の知的財産権を偽ブランド品や海賊版の輸入から護る手段としては、裁判所の手を借りずに税関の手続だけで偽ブランド品や海賊版の輸入を阻止できるという意味で非常

※昭和 46 年～昭和 49 年東京税関勤務
昭和 50 年司法試験合格
昭和 53 年４月　東京弁護士会に弁護士登録
昭和 62 年５月　関智文法律事務所設立
平成 12 年度～平成 21 年度通関士試験委員、平成 25 年度～財務省関税等不服審査会委員

に有効であると思われます（注５）。世界税関機構（ＷＣＯ）の幹部からも、知的財産侵害物品の取り締まりの面では税関が最も有効な機関であると評価されています。

（注１）輸入差止手続研究会は、知的財産権を保有する権利者の権利を保護する見地から税関の知的財産侵害疑義物品認定手続の機能・役割を再検討して、権利者の利用を促進するための方策を検討したり、認定手続の改善について提言することを目的とする研究会です。弁護士、弁理士、研究者、税関実務経験者など認定手続に関心を抱いている方々から構成されています。現在のところは本稿の内容に関して調査・検討することを中心に活動しています。CIPIC 事務局が輸入差止手続研究会の事務局を担当しています。

（注２）関税法の知的財産侵害疑義物品認定手続は輸出貨物に対しても規定されていますが、その内容は権利者による見本検査を除き輸入貨物に対する認定手続と基本的に同じですので、本稿では輸入貨物に対する輸入差止申立手続及びその受理後に行われる知的財産侵害疑義物品認定手続にしぼって説明することにしました。

（注３）輸入してはならない貨物を規定している関税法第69条の11の第１項は次のようになっています。

「次に掲げる貨物は輸入してはならない。

(中略)

9　特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、回路配置利用権又は育成者権を侵害する物品

10　不正競争防止法第２条第１項第１号から第３号まで、第 10 号又は第 11 号（定義）に掲げる行為（これらの号に掲げる不正競争の区分に応じて同法第19条第１項第１号から第５号まで又は第７号（適用除外等）に定める行為を除く。）を組成する物品」

（注４）輸出又は輸入の許可について規定している関税法第 67 条は次のようになっています。

「貨物を輸出し、又は輸入しようとする者は、政令で定めるところにより、当該貨物の品名並びに数量及び価格（輸入貨物（特例申告貨物を除く。）については、課税標準となるべき数量及び価格）その他必要な事項を税関長に申告し、貨物につき必要な検査を経て、その許可を受けなければならない。」

（注５）最近の事例では、英国のダイソン製の羽根なし扇風機の模倣品（意匠権侵害）を日本税関が多数差し止めたケースがあり、平成 24 年７月 27 日、ダイソン英国本社知財本部長から東京税関長に感謝状が贈られました（本誌平成 24 年８月号をご参照ください）。

２　想定されるケース

このような役割を果たしている税関に輸入申告された貨物が知的財産侵害物品に該当すると判断してもらおうとする税関輸入差止申立手続の内容や意義や機能を理解していただくために、最初に、起こりうるケースを想定し、それぞれのケースについて税関の輸入差止申立手続を利用できるか、それとも他の手続が可能かを検討していきたいと思います。

あなたは、ある商標権を持っている会社の経営者だとしましょう。あなたは海外のインターネットや商品の展示場などであなたの会社の商標権を侵害する商品が販売されていること知り、日本に輸入されるおそれがあるこ

とを知りました。あなたとしては、当然、その輸入を阻止しなければなりません。そこで、あなたは輸入を阻止するためにどのような手段を取ったらよいかという問題に対面することになります。

あなたの会社の商標権を侵害する貨物が日本に輸入されるという場合でも、当該貨物の所在場所によって、いくつかの段階があると思われます。そこで、どのような段階があるか考えてみましょう。

大きく分ければ、次の５つのケースが考えられます。

《第１ケース》

まず、当該貨物がまだ日本に到着していない場合が考えられます。これが《第１ケース》です。この場合も、日本への到着が予想される時期によって権利者の保護に差がでてきますので、さらに場合が分かれます。それは輸入差止申立書が税関に受理されるのに要する日数があるか否かによる違いです。したがって、《第１ケース》は輸入差止申立書が税関に受理されるのに要する日数がある場合と日数がない場合に分かれます。

差止申立書が税関に受理されるのに要する日数がある場合を《第１―Ａケース》、日数がない場合を《第１―Ｂケース》とします。

（次号以降に詳しく説明しますが、輸入差止申立書が税関に受理されるまでに現在では約１か月強の日数が必要とされています。そうすると、輸入差止申立書を税関に提出しても、受理されるまでに知的財産侵害物品である貨物の輸入許可がおりてしまうこともあり得ます。そうなってしまえば、輸入差止申立書が受理されるまでに輸入申告された貨物については輸入を阻止することはできません。もちろん、輸入差止申立書受理後に輸入される同様な貨物については輸入を阻止することはできることになります。このように、当該貨物がまだ日本に到着していない場合でも税関の輸入差止申立手続で実際に輸入差止ができるかどうかは税関が輸入差止申立書を受理するに要する日数的余裕があるかどうかで変わってきます。）

《第２ケース》

次に、当該貨物が、日本に到着して、ある港の保税蔵置場（注６）である倉庫内に入り、輸入許可申請中の場合が考えられます。これが《第２ケース》です。

《第３ケース》

次の段階では、既に当該貨物の輸入が許可されてしまったのですが、まだ当該貨物が税関の管理する保税蔵置場内に保管されている場合が考えられます。これが《第３ケース》です。

《第４ケース》

その次の段階としては、当該貨物の輸入が許可され、保税蔵置場から搬出され、輸入者の倉庫に搬入された場合が考えられます。これが《第４ケース》です。

《第５ケース》

最終の段階としては、市場に当該貨物が出され、小売店などで商品として販売されている場合が考えられます。これが《第５ケース》です。

以上のそれぞれのケースにつき、税関の輸入差止申立手続が利用できるか、それとも裁判所の仮処分手続など他の手続を利用するこ

とを考えざる得ないことになるかについて、検討してみます。

（注６）保税蔵置場について規定している関税法第42条の第１項は次のようになっています。

「保税蔵置場とは、外国貨物の積卸し若しくは運搬をし、又はこれを置くことができる場所として、政令で定めるところにより、税関長が許可したものをいう。」

３　税関の輸入差止申立手続とは何か

上記のそれぞれのケースについて税関の輸入差止申立手続が利用できるかを検討するにあたり、税関の輸入差止申立手続とはどのような手続であるかについて簡単に説明しておきます（その手続の詳細は次号以降に説明します）。

税関の輸入差止申立手続は関税法に規定されている手続であり、簡単に言えば、一定の範囲の知的財産権を保有する権利者が、税関に対し、自分の権利を侵害する貨物が輸入されようとしていることと、その貨物の輸入により自分の権利が侵害される事実を疎明するために必要な証拠を税関に提出して、輸入されようとしている貨物が自分の権利を侵害する物品であることを認定する手続（この手続のことを関税法は「認定手続」と呼んでいます。）（注7）をとってもらうことを申立てることです。

税関の認定手続において当該貨物が知的財産権を侵害する物品であると認定されれば、貨物の輸入は許可されませんので、輸入はストップすることになります。ここで注意をしなければならないのは、税関の輸入差止申立手続は税関に輸入の許可をさせないための手続ですので、輸入が許可されてしまえばもう利用できなってしまうことです。

税関の輸入差止申立手続を利用できる権利者について関税法は定めています。それによると、商標権、特許権、実用新案権、意匠権、著作権、著作隣接権、育成者権、不正競争差止請求権の権利者は申立てをすることができるとされています。あなたの会社が不正競争防止法に基づいて、不正競争差止請求権を行使する場合は営業上の利益を侵害する貨物が輸入されようとしていることと、あなたの会社の営業上の利益が侵害される事実を疎明するために必要な証拠を税関に提出することが必要になります。

あなたの会社は商標権の権利者ですので、税関に輸入差止の申立てをすることができますが、問題の貨物がどこにあるかにより結論が変わってきます。

（１）上記の《第１ケース》のうち《第１―Ａケース》もしくは《第２ケース》の場合は税関の輸入差止申立手続を利用することはできます。ただし、《第１ケース》の場合でも、輸入差止申立てを税関が受理するまでに現在では約１か月強の日数が必要とされていますので、それだけの日数がない《第１―Ｂケース》の場合は輸入差止申立てを税関が受理した段階では既に差し止めてもらおうと考えていた貨物について輸入が許可されてしまっていたということが予想されます。輸入差止申立てを税関が受理するまでに必要な日数がない場合には税関の担当部署に情報を提供して、税関の職権により認定手続を開始してもらうことも考

えられますが、ケースによっては、税関が対応しないこともありますので、ご注意ください。

（2）上記の《第３ケース》の場合は、輸入が許可されているので、税関の輸入差止申立手続を利用することはできなくなります。ただし、まだ当該貨物が税関の管理する保税蔵置場内に保管されているということから、輸入許可の見直しを税関に求める道もないではありません。

（3）上記の《第４ケース》及び《第５ケース》の場合は、当該貨物は税関の管理下を離れますので、税関輸入差止申立手続では対応できなくなります。

もちろん、当該貨物が知的財産侵害物品であれば輸入してはならない貨物ですので、関税法第 109 条の罰則の対象になる可能性がでてきます。その点から、税関が犯則調査をする余地もでてきます。犯則調査の可能性という点から言えば《第３ケース》も同様です。

（注７）関税法第 69 条の 12 は輸入されようとする貨物の認定手続について、関税法第 69 条の３は輸出されようとする貨物の認定手続について規定しています。

４　裁判所の処分禁止仮処分手続との比較

税関の輸入差止手続をさらによくご理解頂くために、利用できると思われる裁判所の仮処分手続と比較してみましょう。それにより税関の輸入差止申立手続のことをより一層理解することができると思います。

両者の違いを説明しますと、第一に、申立先が税関と裁判所という違いがあります。裁判所の手続は、どちらかと言えば弁護士を代理人にする方がスムーズに進みます。税関の手続は必ずしも弁護士に依頼しなくても進めることができます。あなたの会社が自社の商品を輸出している会社であれば、担当部署の従業員は税関手続に携わってきたと思います。その従業員に輸入差止申立てを担当させることは十分可能であると思います。

第二は、利用できるケースに差があります。輸入されようとする貨物が、まだ外国にあるなど日本に上陸していない場合は、裁判所の手続は利用できません。逆に、輸入が許可されてしまった貨物については、もう税関の輸入差止手続を利用することはできません。すなわち、《第３ケース》、《第４ケース》及び《第５ケース》の場合は税関の輸入差止手続を利用することはできないのです。

税関の輸入差止申立手続も可能である《第２ケース》の場合について考えますと、この場合に弁護士に依頼して裁判所から当該物品に対して輸入できないように処分禁止及び執行官に保管させることを命ずる仮処分決定をもらう方法も可能です。この場合の差し止めを求める権利（被保全権利）は、商標法が商標権者に付与している差止請求権になります（注８）。裁判官から命じられた仮処分保証金を法務局に供託するなどして仮処分決定が出されたら執行官に保税蔵置場である倉庫に行ってもらい、執行官に当該貨物に対し執行官保管の表示をしてもらうことになります。執行官保管の状態に置かれれば、輸入許可が

出ても、その物を保税蔵置場外に搬出することができなくなりますので、輸入者は引き取りをすることができなくなります。

処分禁止仮処分手続の問題点は裁判官が決定を出すに必要な程度に詳細な当該貨物の特定が要求されるという点です。この要求に応じることにはしばしば困難が生ずることがあります。

また、弁護士費用や仮処分保証金を法務局に供託しなければならないという費用面でのデメリットがあります。また、確定的な差止めをするためには本訴を提起する必要があります。差止めを命じて判決が確定すれば仮処分保証金を取り戻すことができますが、それまで仮処分保証金は凍結されてしまいます。ただし、この問題は、税関の輸入差止申立手続の場合にも申立人に税関から認定手続が終了するまで金銭の供託を命じられることがありますので、金額に違いはあるにしても、取り戻すまで同じ問題があります。

《第３ケース》、《第４ケース》及び《第５ケース》についても処分禁止及び執行官保管の仮処分決定をもらって対応する方法は可能ですが、裁判官が決定を出すに必要な程度に詳細な当該貨物の特定（所在場所や種類・数量など）については保税蔵置場である倉庫に保管されている場合以上の困難が伴います。

（注８）商標権者の権利については商標法第 25 条（商標権の効力）、商標法第 36 条（差止請求権）が規定していますが、さらに商標法第 37 条（侵害とみなす行為）は一定の範囲の輸入行為について商標権を侵害する行為とみなしています。

５　税関の輸入差止申立手続が設けられた理由

知的財産権は公的な権利ではなく私的な権利ですので、貨物を検査しただけでは税関職員も侵害物品かどうか判断できない面があります。すなわち、当事者間の契約によって自分の権利を他人に使用させることができます。例えば、商標権でしたら商標権者は、その商標権について第三者に専用使用権や通常使用権を設定することができます。倉庫に入ってきた貨物が使用許諾を受けた先が製造したものであれば、侵害物品とならない可能性があります。

また、真正品の並行輸入という場合もあります。そこで、ある物品が知的財産を侵害する物品に該当するかどうかは、当該物品のみで判断できる訳ではなく、権利者と輸入者、あるいは当該物品の輸入者や製造者などとの権利関係などを知って、判断する必要が出てくるのです。

そこで、税関が知的財産侵害の疑いのある物品を発見した場合は、輸入者及び権利者に侵害に当たるのかどうかについて証拠や意見を提出する機会を与えて、それを基に税関が侵害に当たるかどうかを判断させようとする手続が設けられた訳です。

６　権利としての輸入差止申立手続開始までの経緯

現行のような権利としての輸入差止申立手続が法律に規定されたのは、平成７年のことです。同年１月に改正された関税定率法の施行により、商標権者、著作権者及び著作隣接

権者に法律上の輸入差止申立権が与えられ、認定手続が制定されました。

法律上の輸入差止申立権が認められることになったのは、平成６年にウルグアイ・ラウンドが妥結して、ＴＲＩＰｓ協定が採択されたことがきっかけです。それまでは、権利者は税関の職権の発動をお願いするという対応しかできませんでした。すなわち、明治 32 年の旧関税定率法の施行以来、知的財産侵害物品は輸入禁制品として税関の取締りの対象とされてきました。その時代は、税関職員が輸入検査の過程で輸入禁制品を発見すれば、輸入は認められず、輸入禁制品として処理されていました。このような発見の仕方と処理の方法が職権による取り締まりというものですが、権利者としては税関にそのような職権の発動をお願いするという道しかなかったのです。

そして、昭和 29 年に輸入禁制品である知的財産侵害物品は税関が没収廃棄・積戻しを命令することができることになり、取り締まりとしては強化されたのですが、これも職権によるものでした。昭和 41 年５月、通達により、権利者からの情報提供を受けて税関が重点的に審査・検査を行うようになりましたが、これも職権によるものでした。昭和 61 年６月、通達が改正され、不正商品等担当官が全国の主要税関で指定されました。平成４年６月にそれまでの通達が廃止され、差止事実の権利者及び輸入者への通知並びに意見の聴取、侵害と認定した場合の原則没収が規定されました。

その後の平成７年になって法律上の輸入差止申立権が認められ、平成 15 年４月には、特許権者、実用新案権者、意匠権者及び育成者権を有する者にも法律上の輸入差止申立権が与えられました。

さらに、平成８年３月に不当競争差止請求権を有する者にも輸入差止申立権が与えられました。

７　輸入差止手続の概要

税関の輸入差止申立手続の内容については、次号以降に具体的なケースを素材に詳しく解説しますが、ここでは認定手続との関係や認定手続で結論が出されるまでに行われることについて概要だけを説明しておきます。

一般的な輸入手続と輸入差止申立手続と認定手続の関係については末尾の「フローチャート」をご参照下さい。

（１）輸入差止申立て

輸入差止手続の中心となるのは税関が行う認定手続ですが、その認定手続の開始にはこれまでの説明で触れてきたとおり２つのルートがあります。

１つ目は、税関職員が輸入検査の過程で知的財産侵害物品を発見した場合です。この場合にも認定手続が開始されます。これが税関側からの職権により認定手続が開始される場合です。

２つ目が本稿で取り上げている輸入差止申立てにより認定手続が開始される場合です。

以下に輸入差止申立てにより認定手続が開始される場合の流れについて簡単に説明しておきます。詳しいことは次号以降に解説します。

輸入差止申立ては、先に説明しましたように、関税法で規定された一定の権利者についてのみすることが認められています。すなわち、特許権者、実用新案権者、意匠権者、商標権者、著作権者、著作隣接権者若しくは育

成者権者又は不正競争差止請求権者は、税関に対して、自己の権利又は営業上の利益を侵害すると認める貨物に関し、その侵害の事実を疎明するために必要な証拠を提出し、当該貨物が輸入されようとする場合には認定手続を執るべきことを申し立てることができます。

税関は、権利者から輸入差止申立てがあった場合、その内容を税関ホームページで公表すること等により利害関係者に意見を提出する機会を与え、意見が提出された場合はその意見をも踏まえた上で、侵害の事実を疎明するに足りる証拠があるかどうか審査を行い、受理するか否かを決定します。

この場合、税関は必要があると認めるときは、専門委員（注9）に対し、提出された証拠が侵害の事実を疎明するに足りると認められるか否かについて意見を求めることとなりますが、利害関係者から意見が提出された場合には、特段の事情がない限り専門委員の意見を聴くこととなります。

また、不正競争防止法違反物品に係る輸入差止申立てについては、侵害の事実を疎明するに足りる証拠があるかどうかについて経済産業大臣の意見書を添付しなければならないとされています。

なお、回路配置利用権を侵害する物品については、輸入差止申立ての対象ではありませんが、回路配置利用権者は輸入情報の提供により、税関の職権取締りを促すことになります。

（2）認定手続

税関は、輸入されようとする貨物の中に、知的財産を侵害する貨物があると思料する場合には、当該貨物について知的財産侵害物品であるか否かについての認定のための手続を執ります。

これは職権的な手続ですが、輸入差止申立てが受理された後に申し立てられた権利について知的財産侵害疑義物品が発見された場合にも同じ手続になります。

税関は、この認定手続に際しては、輸入者等及び権利者の双方に対し、証拠の提出及び意見陳述の機会を与え、これらの証拠、意見等に基づいて開始から 1 か月以内を目途に侵害の該否の認定を行います。

認定手続には輸入差止申立てが受理された場合の簡素化手続とそれ以外の通常の認定手続とがあります。

①通常の認定手続

通常の認定手続について先に説明しておきますと、通常の認定手続では、税関は、輸入者等、権利者（不正競争防止法違反物品の場合は不正競争差止請求権者）双方に対し、認定手続を執る貨物の品名、認定手続を執る理由、証拠の提出・意見陳述を行うことができる期限等を書面で通知します。また、認定手続開始通知に併せ、相手方の氏名及び住所も通知します。

税関は、輸入差止申立てに係る貨物について認定手続を執ったときは、申請により輸入者等及び申立人に対し、当該貨物を点検する機会を付与します。

税関は、認定手続が執られた貨物が侵害物品に該当する、又は該当しないと認定したときは、輸入者等及び権利者に、その旨及びその理由を書面で通知します。

②簡素化手続

通常の認定手続に対して簡素化手続とは、特許権、実用新案権及び意匠権を除いた「輸入差止申立書」が受理されている疑義貨物について、認定手続が執られるとき、通知書を受けとった日から10執務日までに輸入者等が争う旨の意思を示さない場合、権利者からの証拠・意見の提出は不要とし、速やかに侵害認定、没収・廃棄ができる制度です。

（３）「通常の認定手続」で利用される攻撃防御手段

税関は認定手続が執られた貨物について侵害物品に該当する、又は該当しないという認定をするにあたっては次のような手続を利用できることが関税法で認められています。権利者としても、税関が認定について慎重なようであれば、これらの手続を活用することを考えていく必要があります。これらは、訴訟手続きの攻撃防御手段と似たような機能をもちます。

①申立人による見本検査

輸入差止申立てが受理された申立人は、認定手続が執られている間に限り、疑義貨物について、見本の検査をすることを税関に申請することができます。

見本検査の申請を受けた税関は、その旨を輸入者等に通知するとともに、次の要件に該当するか否かを審査し、該当すると認めるときは、見本検査を承認します。

ア　認定手続における証拠・意見の提出のために必要であると認められること。

イ　輸入者等の利益が不当に侵害されるおそれがないと認められることその他見本が不当な目的に用いられるおそれがないと認められること。

ウ　見本検査承認申請をしようとする申立人（以下「申請者」といいます。）が見本の運搬、保管、検査その他の取扱いを適正に行う能力及び資力を有すると認められること。

税関は、見本検査の申請を承認したとき又は承認しなかったときは、その旨を申請者及び輸入者等に通知します。承認を受けた場合の見本の運搬、保管、検査の費用等見本検査に必要な費用は申請者の負担となります。また、税関は、承認をする場合において当該見本について輸入者等が被りうる損害の賠償を担保するため必要があると認めるときは、輸入差止申立てに係る供託に準じて申請者に対し供託命令を行うことができることとされており、運用上は供託額が千円程度を超えると見込まれるときは供託を命じることとされています。なお、見本の検査には税関職員が必ず立ち会うとともに、申請により輸入者等も立ち会うことができることになっています。

②特許庁長官への意見照会手続

特許権、実用新案権又は意匠権を侵害するか否かについての認定手続が執られたときは、当該認定手続に係る権利者又は輸入者等は、当該特許権者等が認定手続開始通知を受けた日（以下「通知日」といいます。）から起算して10日（休日の日数は算入しません。）を経過する日（以下「10日経過日」といいます。）までの期間（その期間の満了する日前に税関が当該期間を延長する旨を当該特許権者等及び輸入者等に通知したときは、通知日から起算して20日（休日の日数は算入しません。）

を経過する日（以下「20 日経過日」といいます。）までの期間）内は、認定手続が執られている間に限り、税関に対し、当該認定手続に係る貨物が特許権、実用新案権の技術的範囲又は意匠確の類似の範囲に属するか否かについて、特許庁長官の意見を聴くことを求めることができます。

税関は、特許庁長官意見照会請求があったときは、原則として特許庁長官に意見を求め、特許権者等及び輸入者等にその旨を通知します。ただし、侵害の該否が明らかであるときその他特許庁長官の意見を求める必要がないと認めるときは、意見を求めません。

税関が特許庁長官の意見を求めなかったときは、特許庁長官意見照会請求をした特許権者等又は輸入者等にその旨及び理由を通知しなければなりません。

特許庁長官は、税関から意見を求められたときは、その求めがあった日から起算して 30 日以内に、書面により意見を述べなければならないこととなっています。そして、税関は、特許庁長官の意見が述べられたときは、特許権者等及び輸入者等にその旨及びその内容を通知します。

③農林水産大臣への意見照会制度

育成者権を侵害するか否かについての認定手続が執られた場合において、侵害の該否を認定するために必要があると認めるときは、税関は農林水産大臣に意見を求めることができます。税関は、農林水産大臣に意見を求めたときは、育成者権者及び輸入者等にその旨を通知します。また、農林水産大臣は、税関から意見を求められたときは、その求めがあった日から起算して 30 日以内に、書面により意見を述べなければならず、農林水産大臣から意見が述べられたときは、税関は、その旨及びその内容を育成者権者及び輸入者等に通知することとなります。

④経済産業大臣への意見照会制度

不正競争防止法違反物品か否かについての認定手続が執られた場合において、侵害の該否を認定するために必要があると認めるときは、税関は経済産業大臣に意見を求めることができます。税関は、経済産業大臣に意見を求めたときは、不正競争差止請求権者及び輸入者等にその旨を通知します。さらに、経済産業大臣は、税関から意見を求められたときは、その求めがあった日から起算して 30 日以内に、書面により意見を述べなければならず、経済産業大臣から意見が述べられたときは、税関は、その旨及びその内容を不正競争差止請求権者及び輸入者等に通知することとなります。

⑤専門委員への意見照会制度

税関は、先に説明しましたように、輸入差止申立てがあった場合において必要があると認めるときは、知的財産に関する学識経験者を専門委員に委嘱し、当該申立てに際し提出された証拠が侵害の事実を疎明するに足りるか否かについて意見を求めることができることになっています。ただし、当該申立てが不正競争防止法違反物品に係る申立てであり経済産業大臣の意見を求める事項については、経済産業大臣の意見書が提出されることから、専門委員に意見を聴くことはできません。経済産業省令に基づき、経済産業大臣の意見書には、税関に提出しようとする証拠が侵害の

事実を疎明するに足りると認められるか否かについても記載されることから、不正競争防止法違反物品に係る申立ての場合は、税関が専門委員に意見を聴くことはないこととなります。

さらに、税関は認定手続が執られた場合において必要があると認めるときは、専門委員に意見を求めることができます。ただし、関係省庁に対する意見照会制度がある場合は関係省庁に意見を聴くことになることから、専門委員に意見を聴くことはできません。具体的には、特許権、実用新案権又は意匠権を侵害する物品に係る技術的範囲や類似の範囲については特許庁長官に意見を聴くことになることから、専門委員に意見を聴くことはありません。また、育成者権侵害物品に関しては農林水産大臣に、不正競争防止法違反物品に関しては経済産業大臣に、それぞれ意見を聴くことになりますから、専門委員に意見を聴くことはありません。

以上の説明は輸入差止申立てと認定手続のアウトラインであり、それらの詳しい手続や具体的な機能、権利者として注意すべき点などについては次号以降で説明致します。

（注９）専門委員とは知的財産に関する学識経験者のなかから税関長が委嘱した者で、弁理士や弁護士から選ばれることが多いのが現状です。関税法第 69 条の 21 が根拠規定です。

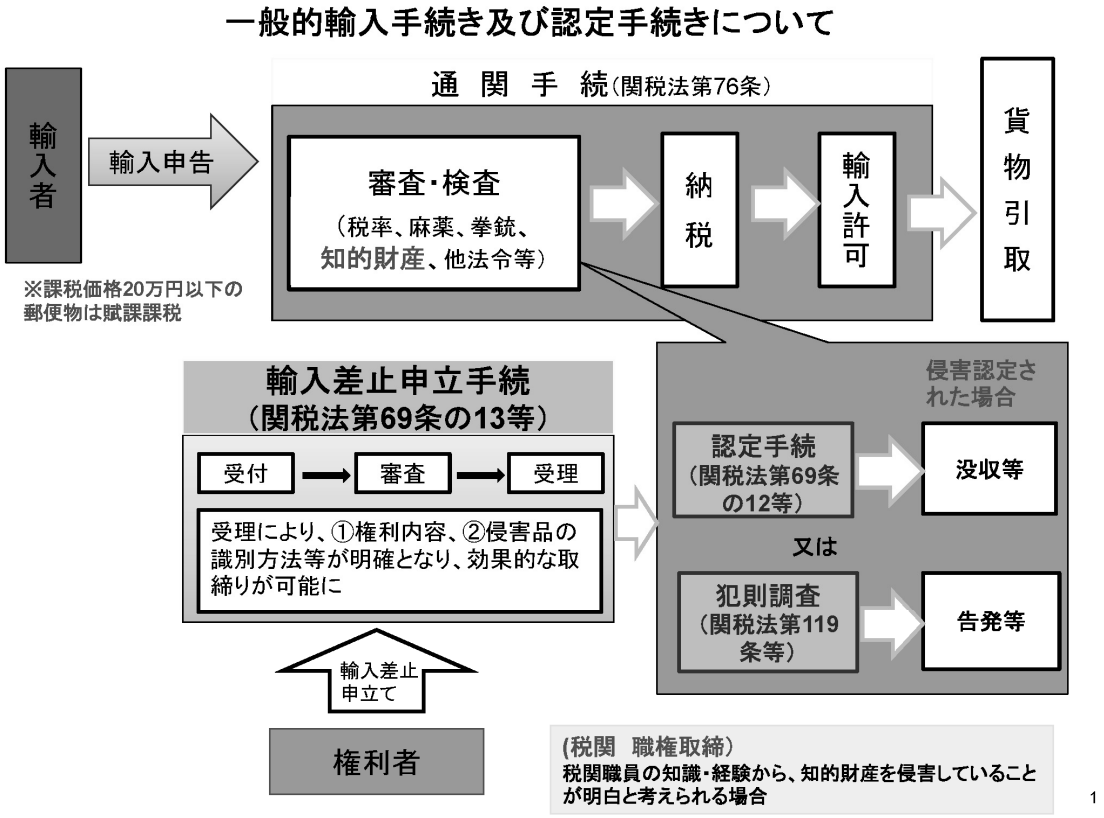

【次号以下の予定】

①具体的なケースに基づく全体の流れの紹介

②申立てが受理されるまでの手続について

・簡素化手続と通常の認定手続

・専門委員の意見の聴取

・経済産業大臣の意見書の添付

③認定手続開始後の攻撃防御手段

・供託制度

・申立人による見本検査

・特許庁長官への意見照会手続

・農林水産大臣への意見照会

・経済産業大臣への意見照会

・専門委員の意見の聴取

④通関解放制度

⑤認定手続の終了事由
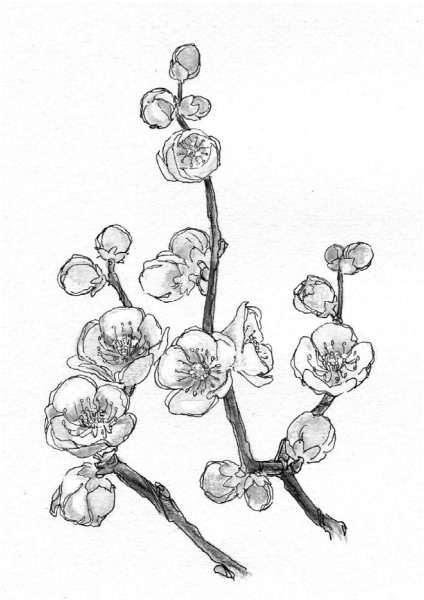
⑥認定結果に対する不服申立て